旅館業施設基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | ホテル・旅館営業 | 簡易宿所営業 | 下宿営業 |
| 一客室の床面積 | 7㎡以上（寝台を置く客室にあっては9㎡以上） | ・客室延べ床面積は33㎡以上（宿泊者の数を十人未満とする場合には、3.3㎡に宿泊者の数を乗じて得た面積以上）・階層式寝台の上段と下段の間隔は　1ｍ以上 | － |
| 寝具類 | ・常に清潔にし、日光消毒を励行すること。・布団・まくらには、清潔な敷布や布団カバー・まくらカバーを用いること |
| 玄関帳場 | 宿泊しようとする者との面接に適するもの、その他これに類するもの | － | － |
| 換気、採光、照明、防湿、排水 | 適当な設備を有すること照明…定期的に照度を測定するなど保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに撮り替え、または補修すること照明の設備は、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと排水…敷地に、雨水および汚水を排出し、または処理するための適当な下水管、下水溝その他の設備を有すること |
| 　浴室（客室に設けられている浴室であって循環式浴槽を備えていないものを除く）浴室（客室に設けられている浴室であって循環式浴槽を備えていないものを除く） | ・宿泊客の需要を満たすことのできる適当な数の洋式浴室またはシャワー室を有すること・近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、適当な規模の入浴設備を有すること○適当な広さの脱衣場を設けること○適当な数の水栓を設けること○汚水は、屋外の排水設備に排出することができる構造であること○脱衣場には、衣類の保管設備を設けること○洗い場には、汚水の停滞を防ぐため適当な傾斜を設けること○脱衣場または浴室内に飲料水を供給する設備を一カ所以上設けること【循環式浴槽の場合】○ろ過器を設置すること（１時間当たりの処理能力は、設置する浴槽の容量以上であること）○ろ過器の構造がろ材の洗浄や交換が容易に行えること○清掃がしやすい場所に集毛器を設置すること○浴槽水の消毒を薬剤を用いて行う場合、消毒用薬剤の注入口または投入口を浴槽水がろ過器に流入する直前の位置に設けること【回収槽を設置する場合】○地下に埋設し設けないこと○容易に清掃が行える構造であること○回収槽内の湯または水の消毒を行うことができる設備を設けること【気泡発生装置を使用する場合】○気泡発生装置の空気の取入口が土ぼこりの入らない構造であること【熱気室等を設ける場合】○床面、内壁および天井は、耐熱性の材料を用いて構築すること○熱気、熱気等の放出口および放熱パイプは、入浴者の身体に直接接しない構造とし、入浴者が接するおそれのある箇所に金属部分がある場合は、断熱材で覆う等の安全措置を講ずること○温度調整設備を設けること○室内を容易に見通すことができる窓を設けるとともに、入浴者の見やすい場所に非常用ブザー等通報装置を設けること |
| 洗顔設備 | 宿泊客の需要を満たすことができる適当な規模を有すること |
| 便　　所 | ・便そうは、井戸および調理場から適当な距離を有していること。・汲取便所については、不浸透質の便器および便槽を設け、かつ、汲取口は密閉できる構造とし、防虫および防臭の設備を有すること・宿泊者が利用しやすい位置に設け、適当な数を有すること。・共同用のものにあっては、男子用、女子用の区分があること・流水式の手洗器を備えること。 | ・宿泊者が利用しやすい位置に設け、適当な数を有すること。・汲取便所については、不浸透質の便器および便槽を設け、かつ、汲取口は密閉できる構造とし、防虫および防臭の設備を有すること・便そうは、井戸および調理場から適当な距離を有していること・流水式の手洗器を備えること |
| 暖　　房 | 規模に応じた適当な暖房の設備があること |
| その他の措置 | 学校、児童福祉施設、社会教育施設等が100m以内にある場合は、その施設から見通せない設備とすること |
| 天井、床、材料 | 最下階の床が木造である場合の床の高さは45cm以上とすること（ただし、コンクリート、たたきその他これらに類する材料で地面をおおう等防湿上有効な措置を講じた場合を除く）外壁の床下部分には適当な数の換気孔を設け、これにねずみの侵入を防ぐための設備を有すること |
| 客室の定員 | 構造設備の客室床面積は３.３m2につき1人 |  |
| 営業者の遵守事項 | ・客室の入り口には、室名または室番号を表示しておくこと・帳場および各客室の客の見やすい箇所に所定の宿泊料を表示しておくこと・帳場には、宿泊者名簿、営業従業者名簿を備え付けること。 |
| 許可しないことができる場合 | 施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないとき設置場所が公衆衛生上不適正であると認めるとき申請者が旅館業法または旅館業法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して３年を経過していない者申請者が旅館業の営業許可を取り消され、取消の日から起算して３年を経過していない者施設の設置場所が、次の施設の敷地の周囲おおむね100mの区域内にある場合において、その設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるとき1. 学校教育法第1条に規定する学校※１（大学を除く）
2. 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設※２
3. 社会教育法第21条に規定する公民館
4. 図書館法第2条第1項に規定する図書館
5. 博物館法第2条第1項に規定する博物館および同法第29条の規定により、博物館に相当する施設として文部科学大臣が指定した施設
6. 保健婦助産婦看護婦法第22条第2項に規定する准看護婦養成所
7. 職業能力開発促進法第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設

８．主として児童の利用に供される施設または多数の児童の利用に供される施設※３ |

注）ホテル営業における「洋式の構造及び設備を主とする施設」について

洋式の構造及び設備を主とする施設とは、単に客室内調度及び寝具設備のみでなく宿泊の態様が洋風であるような構造及び設備を主とする施設をいい、従って、例えば、客室以外のロビーその他客の共用に供し得る公室、食堂の設備等を具有することが洋式による構造及び設備の一環になる。　（昭和32.8.3 衛発第649号 厚生省公衆衛生局長 通知）

※１　学校教育法第1条に規定する学校

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園

※２　児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター